

〔 令和 7 年 1 月 2 2 日 〕
〔 研究 担当 理事 裁定 〕

本解説・補足資料は、高エネルギー加速器研究機構オープンアクセス方針（以下「OA方針」という。）を実施するため、OA方針の各項目について、具体的に説明するものである。

1. OA方針の趣旨

高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）は、研究活動の過程で産み出される研究成果を様々な形で積極的に社会に公開・還元し、社会の要請に応えるとともに、加速器科学に対する国民の理解の促進に努めることを目的として、研究成果のオープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

OA方針は、機構の教職員による自発的な研究成果の公開を促すための機構組織全体による意思表示であり、教職員の意思に反して研究成果の公開を求めるものではない。

1) オープンアクセスの定義

オープンアクセスとは、学术论文等をインターネット上で公開し、誰もが無料でアクセスし利用可能な状態にすることをいう。

2) オープンアクセスの種類

査読付き学术论文について、オープンアクセスを実現するための手段は、グリーンOAとゴールドOAの2種類に大別される。

グリーンOAとは、出版社版または出版社版に至る前の著者最終稿（Accepted Manuscript：AM）を、著者自身のウェブサイトや機関リポジトリに登録し、公開する方法である。著者の経費負担なしに有料雑誌の論文情報が公開される。

ゴールドOAとは、オープンアクセスとなっているジャーナルへ投稿し出版社のウェブサイトで公開する方法である。著者が論文投稿料を負担する必要がある。

2. 研究成果の公開

機構は、機構に在籍する役員及び職員（以下「役職員等」という。）の、出版社、学協会、機構内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果（以下「研究成果」という。）を、学術機関リポジトリ（以下「KEKリポジトリ」という。）又はその他役職員等が選択する方法によって原則として公開する。ただし、公開により研究成果の著作権が機構に移転するものではない。

1) 対象者

OA方針に基づき研究成果を公開できる者(対象者)は、学術機関リポジトリに関する要項第4項に規定する登録対象者とし、本方針においては「役職員等」と定義する。

2) 対象となる研究成果

出版社、学協会、機構内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された論文及び付随する研究データとする。ただし、これ以外の成果についても「高エネルギー加速器研究機構学術機関リポジトリに関する要項」で定める登録範囲である機構における研究成果は、登録を推奨する。

3) 公開方法

研究成果の公開にあたっては、KEKリポジトリに登録し公開することを基本原則とするが、以下のいずれかの方法によって公開することにより、KEKリポジトリに登録したものとみなすこともできる。

- (1) オープンアクセスジャーナルに掲載する。
- (2) 論文のオープンアクセス・オプションを選択し、出版社ウェブサイトに掲載する^{注1}。
- (3) 外部の機関が設置するリポジトリ等に登録する^{注2}。

注1) 一般的に「ハイブリッドOA」と呼称される。雑誌自体は有料(購読契約が必要)だが、著者が論文投稿料を支払った場合はオープンアクセスとなり、出版社ウェブサイトで開催される。

注2) 共著者の所属機関のリポジトリや、J-STAGE等の学術ポータルサイトでの公開である。

4) 研究成果の著作権

研究成果の著作権は、機構には移転しない。これは、論文の著者最終稿の著作権が、研究成果を発表した著者本人に帰属することを意味する。機構は、著者から著者最終稿の提供を受け、KEKリポジトリへ登録するものとする。

3. KEKリポジトリへの登録

KEKリポジトリへの登録により研究成果を公開する場合、役職員等は、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版を機構に提供する。KEKリポジトリへの登録、公開等に関する事項は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構学術機関リポジトリに関する要項に基づき取り扱う。

KEKリポジトリへの登録により研究成果を公開する場合、役職員等は、出版社の著作権

ポリシーを確認し、公開に問題ない旨を確認したうえで著者最終稿等の適切な版を機構に提供する。I R推進室及び図書室は、当該論文をKEKリポジトリへ登録し、そこに当該論文の出版社版（Version of Record：V o R）の本文へのリンクを作成するものとする。

エンバーゴ（公開禁止）期間がある場合、I R推進室及び図書室はKEKリポジトリへ当該論文の書誌情報を登録したうえで、エンバーゴ期間を別途記録して管理し、エンバーゴ期間終了後に公開するものとする。

4. 適用の例外

著作権等の理由でKEKリポジトリによる公開が不適切であるとの申出が役職員等からあった場合、機構は当該研究成果を公開しない。

役職員等が、以下のような理由でKEKリポジトリによる公開が不適切であると判断した場合、理由を付して当該研究成果の公開免除の申出を行う。

申出のあった場合、KEKリポジトリには書誌情報の登録のみ行い、公開を免除することができる。

※公開が不適切な理由の例

- （１）共著者の合意が得られない場合
- （２）著作権を出版社に譲渡しており、著者最終稿を含むあらゆる版の公開が許諾されない場合
- （３）共同研究等の契約において、公開が認められていない場合
- （４）個人情報やプライバシーに関する情報が含まれ、インターネット上での公開が不適切な場合
- （５）捏造、改ざん、盗用、剽窃等、研究活動における不正行為があった場合

5. 適用の不遡及

本方針実施以前に出版された研究成果や、本方針実施以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

OA方針は、制定日（令和 7 年 1 月 1 7 日）以降に出版された研究成果に適用される。ただし、制定日以前の研究成果であっても権利関係に支障がなく公開可能なものに対しては、可能な範囲でKEKリポジトリ登録等による公開を推奨する。

6. その他

本方針に定めるもののほか、機構におけるオープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

研究成果のオープンアクセスについては、社会情勢や学術状況の変化に大きく影響を受けること、また、国の方針や具体的事項もいまだ検討中であることから、O A方針は適時に見直しを行えるようにする。

本解説・補足資料は、必要に応じ、研究担当理事の下で見直しを行う。